

電子郵便約款新旧対照表

※下線部分は改正部分

現 行	改 正												
<p>別記6 コンピュータ発信型電子郵便物及び電子内容証明郵便物の差出事業所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%; text-align: center;">区 別</th> <th style="text-align: center;">差 出 事 業 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 第24条(差出方法等) 第1項(1)の規定により差し出されるもの</td> <td>銀座郵便局、日本橋郵便局(フレキシブルディスク、光ディスク又はUSBメモリにより差し出す場合に限り)、名古屋中郵便局及び大阪北郵便局</td> </tr> <tr> <td>2・3 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	差 出 事 業 所	1 第24条(差出方法等) 第1項(1)の規定により差し出されるもの	銀座郵便局、 日本橋郵便局 (フレキシブルディスク、光ディスク又はUSBメモリにより差し出す場合に限り)、名古屋中郵便局及び大阪北郵便局	2・3 (略)	(略)	<p>別記6 コンピュータ発信型電子郵便物及び電子内容証明郵便物の差出事業所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%; text-align: center;">区 別</th> <th style="text-align: center;">差 出 事 業 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 第24条(差出方法等) 第1項(1)の規定により差し出されるもの</td> <td>銀座郵便局、<u>にほんばし蔵前郵便局</u>(フレキシブルディスク、光ディスク又はUSBメモリにより差し出す場合に限り)、名古屋中郵便局及び大阪北郵便局</td> </tr> <tr> <td>2・3 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;"><u>附 則 (2024年4月12日 2024-日郵統制第0001号)</u></p> <p style="text-align: center;">この改正規定は、<u>2024年5月5日から実施します。</u></p>	区 別	差 出 事 業 所	1 第24条(差出方法等) 第1項(1)の規定により差し出されるもの	銀座郵便局、 <u>にほんばし蔵前郵便局</u> (フレキシブルディスク、光ディスク又はUSBメモリにより差し出す場合に限り)、名古屋中郵便局及び大阪北郵便局	2・3 (略)	(略)
区 別	差 出 事 業 所												
1 第24条(差出方法等) 第1項(1)の規定により差し出されるもの	銀座郵便局、 日本橋郵便局 (フレキシブルディスク、光ディスク又はUSBメモリにより差し出す場合に限り)、名古屋中郵便局及び大阪北郵便局												
2・3 (略)	(略)												
区 別	差 出 事 業 所												
1 第24条(差出方法等) 第1項(1)の規定により差し出されるもの	銀座郵便局、 <u>にほんばし蔵前郵便局</u> (フレキシブルディスク、光ディスク又はUSBメモリにより差し出す場合に限り)、名古屋中郵便局及び大阪北郵便局												
2・3 (略)	(略)												